

独立行政法人国立病院機構
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月23日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センターとハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成21年度～25年度）の第3年度（平成23年4月～24年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価で示した課題等のほか総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で良質な医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する「診療事業」、国立病院機構のネットワークを活用した「臨床研究事業」、質の高い医療従事者を育成する「教育研修事業」等を安定的な経営基盤を確立しながら効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人への移行後8年目に当たる平成23年度も、業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を8期連続して達成するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長の卓越したリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であり、QC活動（病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）などに代表される職員の意識改革がもたらしたものと高く評価する。また、内部統制強化、コンプライアンスの推進や業績評価の実施等に適切に取り組むとともに、国立病院機構の契約に関しても「契約監視委員会」による点検・見直しの実施など独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約の実施に取り組んでいる。

診療事業では、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善と公表に取り組む、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、セイフティネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。

臨床研究事業では、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM（根拠に基づく医療）の推進に向けた取組が確実に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。平成23年度には、独立行

政法人理化学研究所と先端医科学・医療分野に関する包括的な連携協定を締結し、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究を実施することとした。これにより最先端基礎研究と臨床研究の相乗効果が生まれ、基礎研究の実用化促進に繋がることが期待できる。

教育研修事業では、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構勤務の医師が参加したカリキュラムの作成をはじめ、医師が臨床教授として学部や大学院の臨床実習等を指導するとともに、東京医療センターを主たる実習施設とするなど国立病院機構が主体となった体制を構築し、クリティカル領域の診療看護師（JNP）の育成に取り組んでいることを高く評価する。また、各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修として「良質な医師を育てる研修」の充実を図るなど、医師のキャリア形成を支援する体制整備も着実に進めており、引き続き積極的な取組を期待する。

このほか、東日本大震災への対応として、昨年度に引き続き医療班派遣等を行うとともに、心のケアチームを平成23年度末まで継続的に派遣するなど、国の危機管理対応にも大きく貢献したことは高く評価できるものである。

これらのことを踏まえると、第2期中期目標期間の第3年度に当たる平成23年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図る姿勢を期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 診療事業

① 患者の目線に立った医療の提供

平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で引き続き高い平均値を維持するとともに、前年度の平均値が低かった多くの病院で着実に改善を図るなど、患者満足度向上に向けた継続的な取組を評価する。

セカンドオピニオン制度については、窓口設置病院数が増加し138病院と充実が図られているが、平成24年3月に実施したセカンドオピニオン制度の充実に向けた取組等についての調査結果等を踏まえ、引き続き、患者の理解や満足度の向上に努めてもらいたい。

さらに、課題である待ち時間対策について、ほぼ全ての病院で予約制を導入するなど改善を図っており、患者満足度調査でも、前年度平均値を上回るなど着実な改善を図っている。

この他、医療ソーシャルワーカーの増員、院内助産所や助産師外来の開設、土日外来の実施など地域・患者・家族のニーズに合った取組を着実に進めていること、また、全患者への「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について、正当な理

由がある病院を除いた139病院全てで対応していることを評価する。今後もこのような創意工夫をこらした様々な取組を期待する。

② 安心・安全な医療の提供

医療倫理の確立については、医療相談窓口の個室化等患者プライバシーへの配慮、適切なカルテ開示による診療情報の提供、インフォームド・コンセント推進への取組等を行うとともに、全ての病院に倫理審査委員会を設置し、審議内容についても、ホームページ上で掲示するなど、外部への公開を行っている。

医療安全対策については、標準化を図ることを目的に病院間で相互チェックを実施する体制を整備し、平成23年度は急性期の3病院で試行実施した。また、医療安全対策の情報発信として、報告された事件事例等から作成した「医療安全白書」、「警鐘的事例」、院内感染防止のため139病院に院内感染防止対策チーム等を設置し全病院での院内ラウンドの実施や、全国登録者の9.4%を占める128名の感染管理を専門分野とする認定看護師の配置などは各病院の医療安全対策を推進する上で評価できる取組である。また、これまでも取り組んできた人工呼吸器の機種標準化について、実態調査結果に基づき、機種を定めるのではなく、機種選定のための基本7要件を示すことで、病院の実情に応じた標準化を推進するなどの取組を進めるとともに、使用医薬品の標準化も着実に進展している。

こうした取組は、国立病院機構内部はもとより日本全体の医療倫理、医療安全対策の向上への貢献も期待され、安心・安全な医療の提供に資するものとして評価する。

③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスについては、実施件数が平成20年度に比して14.3%増加し、中期計画に掲げた目標を既に達成しているものの、引き続き各病院等でその普及、改善に取り組んでいることを高く評価する。また、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数が着実に増加している。

E BM推進に向けた取組については、臨床評価指標の充実を図るため、平成22年度に作成した87指標（案）について、診療情報データベースにより全144病院を対象としてDPC・レセプトデータ等の計測・分析を実施の上、再検討を行い、プロセス指標を中心とした70指標を確定し、国立病院以外の他の医療機関でも同様な指標を作成できるよう、計測マニュアルとともに公表するなど、日本の医療の標準化に貢献する取組を高く評価する。

また、厚生労働省の「医療の質の評価・公表等推進事業」を平成22年度に引き続き実施しており、DPC対象病院の平成23年度の12ヶ月分のデータを収集・計測した。なお、病院毎の数値を載せた算出結果の報告は平成24年度に公表する予定としている。

その他、長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）の向上に資する療養介助職の増員による日常生活のケアに関する介助サービス提供体制の強化、重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟の整備、チーム医療の推進のための研

修等こうした質の高い医療の提供に向けた取組を評価する。

④ 個別病院に期待される機能の発揮

地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施、地域医療再生計画への参加や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進を図り、各都道府県の地域医療計画に貢献するとともに、紹介率・逆紹介率ともに中期計画に掲げる目標を達成するなど着実な取組を評価する。

小児救急を含む救急医療については、救急受診後の入院患者数と救急車による受入数ともに中期計画に掲げる目標を既に達成しており、地域の救急医療体制の中での国立病院機構としての役割を適切に果たしていることを評価する。

また、政策医療の適切な実施については、結核や精神科医療をはじめ適切に実施されているが、とりわけ、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関について国立病院機構が全国の病床数の約6割を占めるなど、職員の確保等様々な課題を乗り越え、政策医療のセイフティネットとしての重要な役割を果たし国の政策に大きく貢献していることを高く評価する。

さらに、東日本大震災への対応として、昨年度に引き続き切れ目のない医療班派遣により避難所で巡回診療等を実施したこと、被災者のPTSD等への対処のため、平成24年3月31日までの間に心のケアチーム106班を継続的に派遣し、被災者に対するメンタルヘルスケア等を実施したこと、また、復興支援の取組として、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域内への住民の一時立入りの際に47班の医療班を派遣し、中継基地での医療ニーズに対応したことなど国家の危機管理への多大なる貢献を高く評価する。なお、東日本大震災での経験を踏まえ、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため、検証・評価を行い防災業務計画の改定や研修の充実を検討するとともに、災害時優先電話、衛星携帯電話の整備や本部災害備蓄の品目の見直し・拡充、多数傷病者受入訓練や入院患者の避難誘導訓練等を実施したが、災害に備えた体制づくりや人材育成等は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後とも継続的な取組を期待する。

（2）臨床研究事業

E BM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究を引き続き推進しており、各課題で順調に症例が集積されるとともに学会発表や論文投稿などの成果発表を行った。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を期待する。また、新型インフルエンザ（H5N1）ワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定に不可欠な情報収集を実施するなど昨年度に引き続きワクチンに係る有効性・安全性の情報収集で重要な役割を果たしたことを高く評価する。

さらに、独立行政法人理化学研究所と先端医科学・医療分野に関する包括的な連携協定を締結し、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究を実施することとした。これにより最先端基礎研究と臨床研究の相乗効果が生まれ、わが国の基礎研究の実用化促進に繋がることを大いに期待する。

治験については、治験中核病院・拠点医療機関等協議会の会長を理事長が務め、治験・臨床研究の活性化に向けて先導的な役割を果たすとともに、治験・臨床研究コーディネーター（CRC）の増員や医師主導治験の体制整備を行ったほか、入院治験をはじめとした難易度の高い治験を積極的に実施し平成21～23年度の承認医薬品の5割の治験に国立病院機構が関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行った。

この他、高度先端医療技術については、「内視鏡的大腸粘膜下層剥離術」など13項目について実施しその実績を公表するとともに、職務発明においては、「カウンタートラクショナー」など13件の特許の出願等を行った。

こうした国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、日本の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも積極的、継続的な取組を期待したい。

（3）教育研修事業

国立病院機構では、医師の臨床研修、看護師等育成などに積極的に取り組んでいる。高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、平成22年4月に開設した東京医療保健大学看護学部と大学院看護学研究科で国立病院機構の医療現場を最大限活用した教育を行っている。特に、大学院の高度実践看護コース（クリティカル領域）では、クリティカル領域における「診療看護師（JNP）」の育成に取り組んでおり、迅速かつ的確な臨床診断や高度な専門技術に基づいた看護を実践する能力を修得するため「救命救急センター臨床研修プログラム」を作成し、医師が臨床教授として指導することとし、チーム医療の推進に貢献している。

また、平成23年度から厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」に参加するための準備を進め、平成24年6月現在で、8病院12名が実施施設として厚生労働省の指定を受け活動していることを、先進的な取組として高く評価するとともに、今後の取組に期待したい。

医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修終了後の専門領域の研修制度である後期臨床研修制度（専修医制度）の先進的な取組を評価する。また、本制度をより良いものとするために、最新の海外医療情報を得る機会の提供、さらには、全人的な医療を推進できる医師育成のため、国立病院機構のネットワークを活用した各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修である「良質な医師を育てる研修」を昨年度に引き続き開催し、更なる充実を図るとともに、大学との連携により国立病院機構病院内に連携大学院を設置し、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導するなど医師のキャリアパス制度の確立に向けた取組を評価するとともに、今後の積極的な取組を期待する。

看護師のキャリアパス制度については、専任の教育担当師長の配置、研究休職制度や全国統一の研修ガイドラインの運用などの様々な施策や、附属看護学校の全国平均を大きく上回る高い看護師国家試験合格率について高く評価する。

さらに、職種を越えてリーダーシップ、コミュニケーション能力を発揮し、協働することが出来る人材を育成するため、少人数のグループワークを中心とした3日間の共同宿泊研修である、医師を中心としたリーダー育成研修を開始したことを評価する。

質の高い治験を推進するための取組として、CRC等を対象とした研修を実施し、中核

となる人材を養成するとともに、特に初級CRCを対象に充実した内容の外部に開かれた研修を実施するなど、国立病院機構だけでなく日本の治験・臨床研究の活性化にも貢献している。

地域医療への貢献として、平成23年度は2,767件（対平成20年度比23.6%増）の地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を積極的に実施しており、中期計画に掲げる目標を上回る実績をあげていることを高く評価する。

（4）総合的事項

個別病院ごとの総合的な検証については、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況や病床数の適正化等について総合的な検証を実施し、当委員会で報告するとともに、その結果を公表したことを評価する。また、厚生労働省の「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書で労災病院との連携の強化が提言されたことを受けて、近隣の労災病院との診療連携を引き続き進めつつ、医薬品や医療機器等のより円滑な共同購入の実施など、連携を強化することになっているが、今後の取組に期待したい。

エイズへの取組については、全国8ブロックのうち4ブロックの拠点病院に国立病院機構の病院が指定されている等エイズ医療拠点体制の充実に努めており、平成23年度においては、ブロック拠点病院である九州医療センターで、HIVに関する包括的医療・チーム医療を目的とした専門外来「コンバインドクリニックセンター」を開設し、HIV感染症を専門的に扱う免疫感染症科だけでなく、HCVに対応する消化器内科等、各科横断的に総合的・包括的治療を行うための体制を強化するとともに、各ブロック拠点病院にて、エイズ医療の均てん化等を目的とした研修・会議を実施するなど積極的な取組を評価する。

また、各病院の診療情報を分析し医療の質向上を支援するため、総合研究センター診療情報分析部で、引き続き地域の各病院の役割・機能等を可視化するSWOT分析などの診療機能分析を行っている。平成23年度は、分析対象病院をDPC41病院から全144病院に拡大するとともに、近隣病院との比較や分析領域を拡大するなど、国立病院機構のネットワークを活用した診療情報の収集・分析を実施しており、医療の質の向上と均てん化につながるエビデンスを集積することにより、今後の日本の医療政策への一層の貢献に期待したい。

（5）効率的な業務運営体制

本部機能の強化については、引き続き医薬品や医療機器について共同入札を行うなど病院支援業務を実施するとともに、特に平成23年度は、病棟・外来の建替整備、大型医療機器の導入など、病院経営に大きな影響を及ぼす課題について審議する病院医療機能委員会を新たに設置し、病院支援業務の更なる強化を図った。また、東日本大震災への対応では、昨年度に引き続き本部で被災地からの情報収集や医療班の派遣調整などを行い、また、ブロック事務所が主体となり、自治体からの看護師派遣等の要請の調整、被災病院からの患者受入の調整などを継続的に実施した。こうした本部職員・ブロック事務所職員の取組を評価する。

効率的な管理組織体制については、平成21年度までに削減してきた職員数による本部・ブロック事務所の効率的な体制を引き続き維持している。

弾力的な組織の構築については、各病院の地域事情や特性を考慮した各部門の見直しが行われ、特定の課題を担う副院長複数制について、平成23年度は新たに3病院に設置し、病院経営、地域医療連携、看護師確保の特命事項に取り組んでいる。さらには、地域医療連携部門の体制強化として、平成23年度には、地域医療連携室へ新たに1病院で専任の職員を配置し紹介率等の向上を図るとともに、医療安全管理部門の強化として、平成23年度までに全ての病院の医療安全管理室に専任の職員を配置し中期計画の目標を達成したことを評価する。

職員配置については、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用しているほか、上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われており評価する。技能職の削減については、計画を上回る実績を引き続き上げているが、業務の質が低下しないよう配慮を求めたい。

全職員への業績評価制度については、平成20年度から本格導入しており、平成23年度も継続し賞与に反映するなどの取組を行っている。さらに、業績評価制度の一層の周知とその運用の向上・充実を図っていくため、各病院の運用状況を確認し参考となる取組事例を全病院に周知し、また、平成23年6月賞与から全職員に個人の評価結果を知らせ、意欲の向上や自覚を促すことにより業務遂行能力や業務実績の向上を図るなど、制度の一層の周知とその運用の向上・充実を図っていくための施策を講じたことを評価する。

その他、平成25年度に統合を予定している善通寺病院と香川小児病院について、開設・移転のための諸準備を行うため、開設・移転準備室を設置し運営方針などの具体的な検討を進める等、再編成業務の着実な実施を評価する。

(6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

① 経営意識の向上、業務運営コストの節減

平成23年度は、各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じた職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、経費等のコスト削減に努め、国立病院機構全体として収支相償を達成し、また、医業収支が特に良好な102病院の職員に対し年度末賞与を支給するなど引き続き経営に対するインセンティブ付与に努めている。

さらに、前述の本部で実施している医薬品の共同入札、また、平成24年度に労災病院、更には国立高度専門医療研究センターと連携して医薬品等の共同購入を実施するための準備を進めるなど、国立病院機構のスケールメリットを活かした業務運営コストの節減に資する取組を評価する。後発医薬品の利用については、金額ベース、数量ベースともに平成22年度実績を上回っており、引き続き中期計画に掲げた目標に向けて着実に取り組んでもらいたい。

他方で、投資の効率化に資する取組として建築コストの削減や大型医療機器の共同入札にも引き続き取り組んでおり、こうした各方面での努力が(7)に記すような大きな収支改善に繋がっているものであり、コスト削減について全体として評価する。また、平成23年7月から事務消耗品等の物品調達業務について、市場化テストを実施しており、今後のより一層のコスト削減に期待したい。

一般管理費の節減については、目標として平成20年度に比し15%減のところ4

4. 5%減と中期計画に掲げる目標を大きく上回ったことを評価する。

② 医療資源の有効活用

CT、MRIの高額医療機器については、稼働数向上に向けた分析や人材の有効活用により稼働総数が増加したこと、積極的な広報活動による他の医療機関との連携強化などの努力により共同利用数が大幅に増加し中期計画に掲げる目標を上回ったことを高く評価する。

病床稼働については、結核病床の一般病床とのユニット化や医療内容の高度化等の退院促進による平均在院日数の短縮化により非効率となった病床等を整理・集約することで、効率化が図られている。また、これにより、人材の効率的な配置による上位基準の取得等にも繋がり、人的・物的資源の有効活用として評価する。

IT化の推進については、財務会計システム等の活用などを通じて、経営状況の把握や分析等の精度を向上させ適切な経営改善を実施するとともに、医事会計システムの標準化を着実に進め、平成23年度末時点で97病院が実稼働していることを評価する。今後とも全病院での標準化に向けた着実な取組を期待する。

③ 収入の確保

未収金対策については、高額療養費の現物給付化や事務担当者に加え看護師、医療ソーシャルワーカー等の組織的な連携協力による退院時未精算の防止など、未収金の発生を未然に防止する取組等の推進による医業未収金比率の着実な低減を評価する。また、病院長会議で、引き続き医業未収金対策の強化に取り組むよう要請するとともに、医業未収金比率の高い病院については個別にブロック事務所と連携した指導を行い、医業未収金の回収に努めている。

診療報酬請求業務の改善については、引き続き医事業務研修を行うとともに、職員によるレセプト点検の徹底を図るため、従来本部で作成しているレセプトチェックシート（例）について簡略版を作成し、レセプト点検が業務の一環として定着するように改めて病院に周知を行ったことを評価する。

臨床研究事業では、各病院への臨床研究部の設置など基盤整備を進め、外部競争的資金や受託研究費の獲得に努めており評価する。

(7) 経営の改善

平均在院日数の短縮等による上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支率105.4%、経常利益458億円と国立病院機構発足以来8年連続の経常収支プラスであるとともに、平成23年度計画の目標である経常収支率105%を上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。

また、個別病院毎の経営改善計画について、平成19年度末に策定した経営改善計画(再生プラン)が平成22年度に最終年度を迎えたが、平成23年度は総括として、改善目標を達成できずに運営費を短期借入金で賄っているなどの9病院や改善目標を達成した中

から模範となる5病院を本部に招集し、3年間の経営改善に関する取組や成果について意見交換を行った。さらに、運営費相当の収入を確保できずに借入金に依存せざるを得ない病院に重点化して、病院改革による経営の再建、改善を図ることを目的とした「機構病院リスタートプラン」の枠組みを構築するなど、着実な経営改善への取組を評価する。

(8) 固定負債割合の改善、医療機器・施設整備に関する計画等

国立病院機構発足時に承継した国時代の膨大な負債（7,471億円）と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保しつつ、約定通りの償還を確実に行った結果、平成23年度における長期借入金残高は、平成20年度に比して1,201億円（20.1%）の削減を達成したことを高く評価する。

(9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した療養介助職の増員のほか、技能職の削減については計画を上回って進展している。

医師確保対策については、医師のキャリアに関する課題の抽出や具体的方策等の検討、研修医と専修医の研修内容の充実等、医師向けパンフレットの大学等関係機関への配布や研修医・専修医向け情報誌の発行など様々な取組を評価する。

障害者雇用に対する取組についても、法定雇用率の達成を維持し、委託範囲や業務分担の見直し等により引き続き障害者の雇用に努めている。

また、広報に関する事項として、国立病院機構のパンフレットのホームページへの掲載や地域医療機関等に対する積極的な配布に加え、東日本大震災での支援活動の状況をホームページにて日々更新し、情報発信したことを評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成23年度の運営費交付金が大幅に縮減された中、平均在院日数の短縮等による上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支率105.4%、経常利益458億円と国立病院機構発足以来8年連続の経常収支プラスであるとともに、平成23年度計画の目標である経常収支率105%を上回ったことを高く評価する。

一方で、これまで国からの運営費交付金で措置されていた整理資源（恩給期間（昭和34年以前）に係る退職給付債務の積立不足を補う負担）が、平成24年度以降は国立病院機構の収入で負担する方針となったことから、平成23年度決算で整理資源に係る退職給付引当金として1,404億円の臨時損失を計上したため、当期総損失が1,008億円の赤字となり、繰越欠損金として421億円が生じている。ただし、これは国の政策の影響によるもので、国立病院機構の業務運営上の問題が要因ではないものである。

② 保有資産の管理・運用等について

平成23年度は、老朽化した宿舎や建て替えのために使用しない病棟等については、減損を認識し、これらについては今後病棟・宿舎等の建て替えに有効活用するほか、病院機能との相乗効果が図られる貸付等により有効活用を行うこととしており、保有資産を有効活用していると評価できる。

入居率が低い職員宿舎については、廃止の検討、減損処理を行い、宿舎利用の見直し、用途変更等を行うなど、有効活用を図っている。なお、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）に沿って平成24年中に策定予定の見直し実施計画が着実に実施されるよう評価委員会としても、その措置状況を注視していく。

また、本部研修センターが平成22年5月から稼働し、平成23年度では稼働率が54%となっているが、前述のとおり教育研修事業に積極的に取り組んでおり、また、稼働率が昨年度より上昇していることを鑑みると、今後利用の機会は増えるものと考えられる。

いわゆる溜まり金の精査での、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当委員によるヒアリングにより該当がない旨を確認しており、評価委員会として今後も注視していく。

③ 組織体制・人件費管理について

国立病院機構職員の給与について、平成23年度のラスパイレス指数は、病院医師110.9、病院看護師99.9、事務・技術職98.5となっており、病院医師のみが国の給与水準より高いものとなっている。医師のモチベーションが経済面だけではないことは自明であり、勤務体制や環境整備はもとより魅力ある病院づくりも重要な課題として取り組んでいるが、自治体病院や民間医療機関の給与水準を依然として下回っており、医師確保が切実な問題となっている昨今では、他の医療機関と遜色ない給与水準に近づけることも必要な措置であり、医師手当など国と異なる国立病院機構独自の諸手当は適切であると考えられる。

また、総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度から平成23年度までの削減額300億円（9.85%）については高く評価できる。

他方、増額は667億円であり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると367億円増となり、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を合わせた率（対医業収益）55.8%は、平成17年度決算（57.8%）に比べて2.0ポイント低下している。また、他の設置主体では代替困難な心神喪失者等医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院

機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえ、医療現場に対して、独立行政法人に対する一律の人件費抑制が課されることのないよう強く望む。

福利厚生費については、レクリエーション経費の廃止をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰などについても厚生労働省に準じた基準としており、事業運営上不可欠なものに限定して、引き続き適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費の点検については、平成22年1月に全病院に対し経費削減への取組状況の調査を行い継続して指導してきた結果、平成21年度実績額に比べて平成23年度実績額では約15億円の削減効果額となったことを評価するとともに、今後のさらなる取組に期待する。また、旅費の支出については、本部又はブロック事務所が実施する各病院への内部監査で、旅費規程に則った適切な執行を確認するなどの取組を行っており、旅費や庁費について適切な執行を行っているものと認められる。

⑤ 契約について

国立病院機構では、これまでの指摘を踏まえ、一般競争入札を原則とするとともに、引き続き内部監査や監事と連携した抜打監査を実施した。また、平成22年度から、随意契約については、少額随意契約基準を超える全ての契約を契約審査委員会の審査対象とするなど、適正な契約事務の遂行に努めている。

一方で、政府の要請を踏まえ平成21年12月に設置した「契約監視委員会」を平成23年度も引き続き存置し、「競争性のない随意契約」、「前回一者応札・一者応募となった契約」や「前回落札率100%であった契約」について個々に点検・見直しを実施した。また、「随意契約等見直し計画」の達成状況についてフォローアップを行ったが、競争性のない随意契約の件数は計画を達成しており、これまでの成果として評価できる。平成23年度は、契約監視委員会によるこれまでの点検結果等を踏まえ、複数業者からの参考見積徴取の徹底や契約スケジュールの一覧を作成し、事前審議漏れを防止するなど、契約事務の一層の適正化について周知を行っており、今後とも、より透明性と競争性の高い、厳正かつ適切な実施に期待したい。

また、公益法人への会費等の支出について、平成23年度は、80件の該当があり、平成24年度以降は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう評価委員会として、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

理事長は、週例・月例の役員会や国立病院機構総合医学会等の場で、国立病院機構の理念や方針を役職員に示すとともに、各ブロック担当理事を通じ管内の施設に適切

に周知している。また、ミッションの達成を阻害する要因や内部統制上の問題点等の組織にとって重要な情報等については、定例の役員会や本部の各部からの報告により適時的確に把握し、その対応を指示している。さらに、理事長が現場の問題を把握するための仕組みとして、各ブロック担当理事からの月毎の現場の意見の報告や、病院長会議等により理事長が直接現場の意見を聞く場を設けるなど、公正かつ誠実な組織づくりに努めており、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、各病院から本部の業務監査室に報告される内部統制状況の自己判定結果集計により、法人全体のミッションや中期目標の達成を阻害する要因を洗い出し、役員会で組織全体として取り組むべき重要なリスクを把握するとともに、必要な対応策を各部に指示している。また、目標・計画が未達成となった場合の要因の把握・分析・対応等に着目したリスク管理に取り組んでいる。

さらに、監事監査では、理事長が議長を務める役員会等の重要な会議に出席するとともに、役員との意見交換会、本部各部からの業務状況の聴取、業務監査室との監査の連携・実施等を通じ、理事長によるリーダーシップの発揮・マネジメントの実効性の確保がなされているか、各種リスクへの対応が適切になされているかといったガバナンス、内部統制上の重要なポイントに充分留意して監査を行っている。加えて、監事は、業績評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。なお、当該監査の結果は、理事長が議長を務める役員会等に報告され、統制環境に係る問題点等について把握・検証が行われており、統制環境の改善が図られていると評価する。1

(2) 平成23年度業務実績全般の評価で前述したとおり、法人の業績は中期計画・年度計画に沿っておおむね達成しており、これは、年度計画や業績測定のための尺度がおおむね妥当であったことによるものと認める。

⑦ 事務・事業の見直し等について

国民のニーズを踏まえた業務改善としては、患者満足度調査の指摘・意見を各病院にフィードバックすることで、アメニティの向上、診療時間の改善など様々な業務改善に取り組んでいる。職員による自主的な業務改善としては、QC活動などを通じて病院業務の質の向上に努めている。

また、引き続き適切な病院運営、経営改善の観点から、病棟の稼働状況に応じた整理・集約を実施しており、全体として適切に取り組んでいると評価できる。なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）や行政刷新会議事業仕分けで講ずべきとされた取組、又は省内事業仕分けで示した改革案の取組状況については、不要財産の国庫返納の手続きの継続、将来の施設・設備への投資と資金に関する計画の検討に基づく中期計画の変更、ブロック事務所の廃止の決定、長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金率の引き下げや診療事業に関する運営費交付金の縮減など、着実に取り組んでいる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出、監事監査の実施状況や業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から7月31日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を踏まえて評価を行った。